

生活習慣病の早期発見のため特定健康診査を受けましょう



令和2年3月25日 第155号
— 発行 —
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市宇布屋町41番地1
TEL35-2111(番代) 内線2348・2352

国民健康保険税は納期内に納めましょう

春は新生活が始まる時期です! 忘れずに届出をしましょう!

●届出に共通して必要なもの

～ 本人または本人と同世帯の家族による申請の場合 ～

- (※1)
- ・ハンコ
 - ・マイナンバー確認書類 (①～③のうちどれか) ※本人と世帯主のものが必要です
 - ① マイナンバーカード
 - ② 通知カード + 顔写真入り身分証明書
 - ③ 個人番号が記載されている住民票 + 顔写真入り身分証明書



	こんなとき	※1 とあわせて必要なもの
卒業後就職する方、進学する方	学校を卒業後、就職のため3月中に転出する時	国保保険証・学生証または卒業証書
	修学のため、市外に転出する時 (進学等)	在学証明書 (新年度のもの)・国保保険証
	進級し、引き続き ^② 保険証の使用を希望する時	
	^② 保険証使用者が学生でなくなった時 (卒業・退学等)	学生でなくなったことを証明する書類 (卒業証書・退学証明書など)・国保保険証 (他の保険に加入し、国保をやめる際には、健康保険証または資格取得証明書)
^② 保険証使用者が転出先で住所を変更した時	国保保険証	

	こんなとき	※1 とあわせて必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきた時	他の市町村の転出証明書 (前住地で国保資格を有していたことが確認できるもののみ)
	職場の健康保険をやめた時	職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった時	
国保をやめるとき	他の市町村に転出する時	転出する人の国保保険証 (転出にともない世帯主変更となる場合、同世帯の国保加入者全員分の国保保険証)
	職場の健康保険に入った時	1. 職場の健康保険に加入した人全員分の国保保険証 2. 職場の健康保険に加入した人全員分の健康保険証 (「2」が未交付のときは職場の健康保険の資格取得証明書)
	職場の健康保険の被扶養者になった時	
その他	市内で住所が変わった時 (転居)	転居する人全員分の国保保険証 (転居にともない世帯主変更となる場合、全員分の国保保険証)
	世帯主や氏名が変わった時 (世帯主変更、氏名変更)	変更があった人の国保保険証 (世帯主に関わる変更があった場合は全員分の国保保険証)
	世帯を分けたり、一緒にした時 (世帯分離、世帯合併)	変更があった人の国保保険証 (世帯主変更となる場合は全員分の国保保険証)

～ 申請する方が本人とは別世帯に属する場合 (代理人) ～

委任状を記入していただきます。代理人の顔写真入り身分証明書・代理人のハンコが必要となります。なお、国保保険証は翌日以降に郵送となります。

交通事故にあったとき保険証を使うには市役所に届出を

交通事故など、第三者 (自分以外の人) の行為によって、けが、病気になった場合、市役所 (国保年金課) に届出することにより、国保の保険証を使って治療を受けることができます。本来、医療費は加害者が負担するのが原則ですので、国保で医療費を一時的に立て替え、後日国保から立て替えた分を加害者に請求します。なお、仕事や通勤途中は、労災保険の適用が優先ですので、国保は利用できません。

届出に必要なもの

- ・交通事故証明書
- ・保険証
- ・ハンコ

もし、交通事故にあったら...!!



まずは、救護を最優先に!
それから、相手の身元の確認。
警察には必ず連絡を!
あとで後遺症が出てくるかもしれません。
医師の診断を仰いでおきましょう。

確認しておくことは...

- 車のナンバー・型・色・名称
- 運転者の氏名・住所
- 営業用の場合は会社名・所在地・電話番号
- 自賠責保険・任意保険の加入の有無と保険会社



問い合わせ先 : ● 国保年金課 国民健康保険係 35-2111 (内線2341)
● 金木総合支所 総合窓口係 35-2111 (内線3107)
● 市浦総合支所 総合窓口係 35-2111 (内線4066)

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について

1. 国民年金保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。
 (多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間です。)
 免除された期間については、保険料を納付したものととして年金の受給額に反映されます。
 ※出産とは、妊娠85日以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

2. 対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方
 ※一般免除申請で各免除・納付猶予が適用されている方も申請の対象です。

3. 申請関係

出産予定日の6ヶ月前から申請可能です。
 ※申請する際は、母子手帳を持参してください。

問い合わせ：●国保年金課 35-2111(内線2343) ●弘前年金事務所 0172-27-1339

詳しくは
お問い合わせ
ください



出産育児一時金について

1 支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金(42万円(「産科医療補償制度」未加入の医療機関等で出産された場合と妊娠22週未満で出産された場合は40万4千円))が支給されます。

また、妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産でも支給されます。

※ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。



2 直接支払制度・受取代理制度について

お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるようになり、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなりました。(医療保険者が原則42万円の範囲内で直接病院などに出産育児一時金を支払います。)

なお、直接支払制度や受取代理制度を利用するには、事前に医療機関等と被保険者とで書面を取り交わす必要があります。

※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です(その場合、現金で病院などにお支払いいただくこととなります。)

※ 出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などに支払うこととなります。

また、42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することとなります。

例

① 医療機関等から請求された出産に係る費用が47万円の場合

医療保険者が医療機関等へ支払	被保険者が医療機関等に支払
42万円	5万円

② 医療機関等から請求された出産に係る費用が37万円の場合

医療保険者が医療機関等へ支払	医療保険者が被保険者へ支給
37万円	5万円



■ 直接支払制度を利用しないで出産育児一時金を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関等から発行される出産費用の領収書または請求書
- ・国民健康保険被保険者証(出産された方のもの)
- ・ハンコ
- ・世帯主名義の通帳
- ・死産、流産の場合は医師の証明書

■ 直接支払制度を利用し差額を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関から交付される「専用請求書と同内容である旨」を記した明細書
- ・医療機関直接支払制度合意文書
- ・国民健康保険被保険者証(出産された方のもの)
- ・ハンコ
- ・世帯主名義の通帳

■ 受取代理制度を利用する場合に必要なもの(出産前の届出となります)

- ・出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)
- ・国民健康保険被保険者証(出産される方のもの)
- ・母子健康手帳又は出産予定日を証明する書類
- ・ハンコ
- ・世帯主名義の通帳

※受取代理制度を導入する届出をした医療機関で利用できる制度です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

妊産婦の方に医療費が助成されます

「妊産婦10割給付証明書」を交付します

対象者

国民健康保険に加入している妊産婦の方

内容

「妊産婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費(妊婦健診を除く保険診療分(外来のみ))が無料となります。

期間

妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで

手続

国保年金課、金木総合支所総合窓口係、保健センター市浦へ申し出てください。

なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の手続終了後に交付されます。



例 妊娠の届出が令和元年7月20日、出産予定日が令和2年2月15日の方の場合

令和元年7月20日から令和2年3月31日までの間、医療費の助成(妊婦健診を除く保険診療分(外来のみ))を行います。(ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。)